

「りゅうぎんZEHクラブ」会則

第1章総則

第1条(名称)

本クラブの名称は、りゅうぎんZEHクラブ(以下、本クラブ)と称する。

第2条(目的)

本クラブは、「省エネルギー住宅を新築することにより、電力及び化石燃料の使用量を削減することと、CO2排出量を削減する取り組み」として、会員が削減した温室効果ガス排出量を、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度(以下、J-クレジット制度という)実施要綱に基づきJ-クレジットとして認証を受けることで、お客様の入会日から退会日までの日数分の第3条に定める環境価値をお客様から当行へ譲渡いただくことにより創出されたJ-クレジットを集約し、当行が排出するCO2の削減に利用するほか、必要とする企業に売却し、得られた売却益は事務局の運営に必要な経費を差し引いて、各種の寄付や環境貢献活動等に利用することを目的とする。

第3条(運営)

本クラブの運営は、株式会社琉球銀行(以下、琉球銀行)がJ-クレジット制度に関する次に掲げる業務を行う。

- (1) 会員情報の管理・記録
- (2) 会員入退会時の内容確認、手続き
- (3) 排出削減活動リストの作成
- (4) 排出削減量の算定に必要なデータの収集、排出削減量の算定
- (5) プロジェクト計画書及びモニタリング報告書の作成とその審査対応
- (6) J-クレジット制度事務局への各種申請
- (7) J-クレジット売買、収益の活用

第4条(役員)

本クラブの代表は琉球銀行頭取とする。

本クラブの代表代行は琉球銀行担当役員とする。

第5条(事務局)

本クラブの事務局は琉球銀行本店内に置く。

第2章会員

第6条(会員)

本クラブの会員とは入会手続を経て登録された個人とする。

第7条(変更事項)

会員は、住所連絡先等、変更のあった場合には、本クラブまで速やかに届け出なければならない。なお、琉球銀行へ各種変更の届け出を行った場合は、当該届け出をもって、本クラブへの届け出とする。

第3章入退会

第8条(入会)

1. 本クラブに入会を希望する者は所定の入会申込書に記入し、入会を申し込むものとする。
2. 本クラブの入会に際して、次に掲げるすべての要件を満たす必要がある。
 - (1) 日本国内に居住する個人であること。
 - (2) 本クラブへの加入申込日および対象物件の取得日いずれか遅い日付を入会日とする。
 - (3) 標準的な住宅よりも効率のよい省エネルギー住宅の新築を2年以内に行っていること。
 - (4) BELSによる建築物エネルギー消費性能基準に基づくエネルギー消費量計算結果を有すること。
 - (5) 住宅に設置された設備で電力を生産している場合は、生産した電力の全部又は一部を自家消費すること。
 - (6) 関係する法令を遵守し、環境社会配慮を行い、持続可能性を確保すること。
 - (7) 本クラブに登録する住宅及び住宅に付随する設備（冷暖房、換気、照明、給湯、その他（家電・調理）、太陽光発電等（太陽光発電、コージェネレーション））が他の類似制度及びJ-クレジット制度における他のプロジェクトのいずれにおいても登録されていないこと。
 - (8) 経団連カーボンニュートラル行動計画に参加していないこと。
 - (9) 琉球銀行より住宅ローンをお借入いただいていること。
3. 本クラブへの入会のお申し込みによって、省エネルギー住宅を新築することによる環境価値を会員が本クラブへ譲渡すること、その結果として「省エネルギー住宅を新築することで温室効果ガス排出量を削減」したことを会員が本クラブ以外において主張できなくなることに同意したものとする。

第9条(会員資格)

本クラブに入会を希望する者の中で、以下に該当する者は入会を拒否することができる。

1. 公序良俗に反する営業を営む者。
2. その他、本クラブが会員として不適と認めた者。

第10条(退会)

本クラブの退会を希望する者は、所定の退会届を提出しなければならない。また、会員資格の有効期間は、入会手続き完了日から8年間またはJ-クレジット制度の実施期間終了日までのいずれか早い期日までとし、その期日をもって自動的に退会となる。

第11条（運営・管理への協力）

会員は、本クラブが求めるときは、次に掲げる全ての事項について同意し、協力しなければならない。

- (1) Jークレジット制度における各種申請に際し、本クラブが必要とする情報を提供すること。
- (2) Jークレジットの認証に際し、審査機関が必要に応じて実施する現地調査を受けること。
- (3) その他、本会の運営及び管理に関して必要なこと。

第4章その他

第12条(会員情報の取り扱い)

1. 本会則において「会員情報」とは、以下の情報をいう。

(1) 会員が本クラブへの会員登録申込時に届け出た情報(第8条の定めに基づき変更された情報も含む)。

(2) BELSによる建築物エネルギー消費性能基準に基づくエネルギー消費量計算結果

(3) 排出削減活動リストに記載された情報

2. 本クラブは、会員情報を厳正に管理し、会員の個人情報保護のために十分に注意を払う。

3. 本クラブは、琉球銀行及びその関連会社(子会社)に会員情報を提供する場合は、琉球銀行及びその関連会社(子会社)に対し、会員情報保護について、第2項と同様の注意を負わせるものとする。

第13条(会員情報の利用目的)

本クラブは会員情報を下記の通り第三者に提供する。

(1) 第三者への提供を行う個人情報取扱事業者の名称：

株式会社琉球銀行

(2) 第三者提供を受ける者（提供先）の名称：

Jークレジット制度事務局：みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

審査機関：Jークレジット制度における審査機関 (<https://japancredit.go.jp/about/vvb/>)

(3) 提供先の第三者における個人情報の利用目的：

会員より譲渡された環境価値の算定結果の審査を実施するため

第14条(会員情報の第三者提供制限)

1. 本クラブは、以下の場合を除き、会員情報を第三者に開示しないものとする。

(1) 予め会員から同意を得た場合

(2) 第14条の目的の達成のために、個人情報保護に関する契約を締結したうえ、各種情報の取扱いの全部または一部を外部の事業者、研究機関等に委託する場合

(3) 法令または官公庁等の公的機関の要請（Jークレジット制度における各種申請に際して官公庁等の公的機関から開示要請を受けた場合を含む）により開示が必要な場合

第15条(会員情報の開示等)

会員は、以下の場合を除き、個人情報保護法の規定に従って、自身の会員情報の開示及び利用・提供の中止の請求を随時行えるものとする。また、会員情報の内容が事実と異なる場合は、会員情報の訂正・追加・削除の請求を随時行えるものとする。これらの場合は、本クラブが指定する方法にて本クラブに届け出るものとする。

- (1)本クラブサービスの適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (2)他の法令に違反することとなる場合

第16条(会員情報の廃棄)

本クラブは、本クラブが定める所定の期間を経過したときは、会員情報を廃棄することができるものとする。

第17条(改正)

本会則の改正・変更は本クラブの定めるところによるものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとする。

第18条(会則の発効)

本会則は2023年11月27日より発効する。